

福井市退職者の再就職に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市の職員の再就職に関して、市が行う事業等との間での透明性及び信頼性を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の常勤の一般職職員及び再任用職員をいう。
- (2) 公共工事等 市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（福井市建設工事等指名業者選定審査会規程（令和2年福井市訓令甲第4号/公企訓令甲第1号）第1条に定める建設コンサルタント業務等）をいう。
- (3) 対象企業 公共工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する営利企業をいう。
- (4) 求職活動 対象企業に対して、本人又は他の職員の再就職を要請することをいう。
- (5) 営業活動 入札及び請負等の契約行為並びに市が行う許認可等の行政処分に関して、再就職した対象企業に有利な取扱いを市に対し要求し又は依頼することをいう。

(求職活動の規制)

第3条 職員は、退職の日以前5年以内に、公共工事等に関する職務に携わっていたときは、求職活動をしてはならない。

(再就職状況の報告)

第4条 職員は、退職の日以後に対象企業に再就職しようとする場合は、退職をする日までに、再就職先届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市を退職の日以後2年以内に対象企業に再就職した場合は、再就職先届出書（様式第1号）を、再就職後1か月以内に市長に提出するものとする。

(営業活動の規制)

第5条 職員であった者で対象企業に再就職したもの（以下「再就職者」という。）は、退職の日以後2年間は営業活動に従事しないものとする。

(再任用職員の取扱い)

第6条 職員のうち再任用職員に対する前3条の規定の適用については、前3条中「退職」とあるのは、「再任用職員となる前の常勤の一般職職員としての退職」とする。

(営業活動への対応)

第7条 職員は、再就職者から前条の規定に違反する営業活動を受けたときは、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程（平成13年訓令甲第14号/教委訓令甲第7号）第5条各項又は職務に関する働きかけの記録等取扱規程（平成15年訓令甲第18号/教委訓令甲第5号）第3条及び第5条各項に基づき対応するものとする。

2 市長は、再就職者が前条に違反する営業活動を行ったときは、当該再就職者及びその者が所属する対象企業に対して書面にて適切な対応を求めるものとする。

(再就職状況の公表)

第8条 第4条の再就職に係る情報については、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、退職前5年間の職歴及び再就職予定企業の情報を開示するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から実施し、同日以後に市を退職した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月30日から実施する。

(様式第1号)

再就職先届出書

年 月 日

ふりがな 氏名			
退職(予定) 年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日生
退職前 5年間の 職歴	発令年月日	所 属	
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
再就職 予定 企業	企業名		
	所在地	〒 ()	
	役職名	採用予定 年月日	年 月 日
	職 務 内 容		

私は、福井市を退職後に、上記の企業に再就職することになりましたので報告します。

なお、再就職先における福井市への営業活動（入札及び請負等の契約行為並びに福井市が行う許認可等の行政処分に関して、再就職した企業に有利な取扱いを福井市に対し要求し又は依頼すること。）につきましては、福井市を退職した日から2年を経過するまで行いません。

なお、退職前5年間の職歴及び再就職予定企業については、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、これを開示することに同意します。

年 月 日

福井市長様

住 所

氏 名